

入 札 説 明 書

重要文化財 知恩院勢至堂耐震調査診断業務に係る令和7年5月19日付け入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月19日（月）

2 契約担当者 京都府教育委員会教育長

3 担当課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部文化財保護課 電話番号 (075)414-5898

4 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称等
重要文化財 知恩院勢至堂耐震調査診断業務（詳細は仕様書のとおり。）
- (2) 委託業務の内容
仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和7年11月28日（金）まで

5 入札に参加する者に必要な資格

本入札公告に記載した条件等をすべて満たしていること。

6 現場説明 無し

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間 令和7年5月23日（金）の午前9時から午後5時まで
令和7年5月26日（月）の午前9時から午後4時まで（厳守）
- (2) 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部文化財保護課 電話番号 075-414-5898
- (3) 提出方法 持参又は郵送によることとし、電送による提出は認めない。
なお郵送による場合は書留郵便等の配達記録が残る方法を用いて、提出期間内に必着のこと。
- (4) 入札参加資格の確認通知
確認申請書の受付後、令和7年5月28日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果の通知（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。
- (5) その他
確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する経費は入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 入札手続等

- (1) 入札書提出期間及び提出先

- ア 提出期間 令和 7 年 6 月 5 日（木）の午前 9 時から午後 5 時まで
令和 7 年 6 月 6 日（金）の午前 9 時から午後 2 時まで
イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁指導部文化財保護課 電話 075-414-5898

(2) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和 7 年 6 月 9 日（月）午前 11 時
イ 場所 京都府教育庁入札室（京都府庁 3 号館 6 階）

(3) 入札方法

- ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。郵送の種類は、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものとし、(1)アの期間内に必着のこと。
イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書の作成方法

- (ア) 封筒は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きし、契約担当者あての親展とする。
(イ) 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「業務費内訳書等」と朱書きした中封筒を入れる。
(ウ) 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び確認結果通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
(エ) 「業務費内訳書」と朱書きした中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。
(オ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
(カ) 提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが 1 名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、1 回までとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札書提出期限までに入札書を提出できなければ、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(5) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え、変更又は取戻し又は撤回をすることができない。

(6) 入札者又はその代理人が連合又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、その者を入札に参加させず、又は当該入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(7) 入札者又はその代理人は、入札説明書及び別紙仕様書、契約書（案）並びにその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、公告に示す期限までに質疑書を提出し、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「重要文化財 知恩院勢至堂耐震調査診断業務」に要する金額を記入することとし、一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(9) 開札

ア 開札は(2)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 公告の 3 に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

ク 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒含む。）で入札した者の行った入札

ケ 開札の日時において有効な業務費内訳書を提出できていない者の行った入札

コ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札

サ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

シ 委任状を提出していない代理人の行った入札

ス 関係職員の指示に従わない等、開札会場の秩序を乱した者の行った入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をしたもののうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 入札保証金

免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成の可否

要する。

13 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

14 その他

- (1) 1 から 13 までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。